



平成 27 年 7 月 6 日

各 位

会 社 名 カーリットホールディングス株式会社
(URL:<http://www.carlithd.co.jp>)
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 出口 和男
(コード番号 4275 東証第一部)
問 合 せ 先 広報部長 渡部 雅範
(TEL : 03-6893-7060)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 6 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達 배경と目的】

当社は平成 25 年 10 月より持株会社体制をとっており、この体制の下、当社はグループ横断的な戦略の立案や実施、経営管理、資金・人材の適正配分などを行い、包括的な立場から各事業会社を支援し、各事業会社はそれぞれの事業に専念しております。

当社グループは化学品・ボトリング・産業用部材等の事業を展開し、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とする新中期経営計画「礎 100」～次の 100 年企業となるための礎作り～をスタートいたしました。「礎 100」では、平成 30 年度（2018 年度）に迎える創業 100 周年に向けて、さらに当社グループが永続的に発展するための礎作りを行ってまいります。

今回の資金調達は新中期経営計画「礎 100」において掲げている施策の成長基盤強化及び収益基盤強化のための設備投資であり、当社連結子会社である日本カーリット株式会社への投融資資金に充当する予定であります。日本カーリット株式会社は、当社からの投融資資金を電池試験所設備・過塩素酸アンモニウム製造設備の増設に充当する他、信号炎管設備の増設、水力発電所の更新に充当する予定であります。

本公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しにより、当社株式の流動性の向上、財務体質の強化及び株主層の拡大を図ります。

今後更なる企業価値の向上を実現すべく邁進してまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,000,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年7月14日(火)から平成27年7月16日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成27年7月22日(水)から平成27年7月24日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長 出口 和男に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出席式の種類及び数 | 当社普通株式 450,000株
なお、上記売出席式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出席人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売出席格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。） |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長 出口 和男に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 450,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成27年8月5日（水）
- (6) 払 込 期 日 平成27年8月6日（木）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役会長兼社長 出口 和男に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から450,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、450,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成27年7月6日（月）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式450,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成27年8月6日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成27年8月3日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われな場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|----------------------|-------------|---------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 20,600,000株 | （平成27年7月6日現在） |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 3,000,000株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 23,600,000株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 450,000株 | （注） |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 24,050,000株 | （注） |

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算合計上限 1,982,000,000 円について、全額を平成 29 年 3 月末までに当社連結子会社である日本カーリット株式会社への投融資資金に充当する予定であります。

日本カーリット株式会社は、当該投融資資金を以下に充当する予定であります。

- ①信号炎管設備の増設資金として平成 28 年 3 月末までに 241 百万円
 - ②リチウム二次電池の電池試験所設備の増設資金として平成 29 年 3 月末までに 300 百万円
 - ③過塩素酸アンモニウム製造設備の増設資金として平成 29 年 3 月末までに 400 百万円
 - ④残額を水力発電所の更新資金として平成 29 年 3 月末までに充当
- 支払いまでの資金管理は、当社預金口座にて適切に行います。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成 27 年 7 月 6 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成 27 年 5 月末日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
日本カーリット(株)	群馬県 渋川市	化学品	信号炎管設備 (注1)	285,000	43,078	自己資金及び増資資金等	平成 26.11	平成 27.7	188 千本/年増加
			電池試験所設備 (注2)	600,000	—	自己資金及び増資資金等	平成 28.4	平成 29.3	300 チャンネル増加
			過塩素酸アンモニウム製造設備 (注3)	800,000	—	自己資金及び増資資金等	平成 28.4	平成 29.3	400t/年増加
	群馬県 前橋市		水力発電所	2,260,000	—	自己資金及び増資資金等	平成 27.11	平成 29.5	水力発電設備の更新 (注4)

(注1) 信号炎管（商品名：ロードフレヤー）は、高速道路事故処理時に使用する作業用信号炎管のことであります。

(注2) 電池試験とは、リチウムイオン二次電池等のデバイスの寿命及び特性を確認する事業のことであります。

(注3) 過塩素酸アンモニウムとは、H-2 型及び H-3 型ロケットの推進薬として使用され、当社は国内唯一の過塩素酸アンモニウムメーカーであります。

(注4) 水力発電設備は 1954 年に稼働、約 60 年に渡り群馬工場に安価なエネルギー供給を実施して参りました。今回の更新については、平成 27 年 2 月 26 日付「新中期経営計画（2015 年度～2018 年度）『礎 100』～次の 100 年企業となるための礎作り～について」で開示しております固定価格買取制度（FIT）を利用する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金は、化学品事業の収益基盤を強化し、当社グループの総合力向上、およびサービス体制の拡充を図り、更に企業価値を高めるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案して、株主の皆さまへの利益配分と内部留保額を決定しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当につきましては、「取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、連結の配当性向の目標値は20～30%と定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、今後、成長が期待され、かつ、当社としての独自性を有する分野への研究開発、既存事業の活性化及び事業領域拡大に向けた施策等に投資するとともに、財務体質の改善等に有効活用しております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年3月期	平成27年3月期
1株当たり連結当期純利益	60.76円	51.84円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10.00円 (-)	10.00円 (-)
実績連結配当性向	16.5%	19.3%
自己資本連結当期純利益率	6.9%	5.4%
連結純資産配当率	1.1%	1.0%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計。平成26年3月期については期末の数値、平成27年3月期については期首と期末の平均。）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（平成26年3月期については期末の数値、平成27年3月期については期首と期末の平均の数値。）で除した数値です。
4. 当社は平成25年10月1日をもって株式移転により新たに持株会社として設立されたため、平成25年3月期に係る記載はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始 値	529円	475円	631円
高 値	549円	722円	655円

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

安 値	435 円	451 円	611 円
終 値	473 円	631 円	626 円
株価収益率	7.78 倍	12.17 倍	—

- (注) 1. 当社は平成 25 年 10 月 1 日から株式会社東京証券取引所に上場しているため、平成 26 年 3 月期の株価は上場後 6 ヶ月間の株価であり、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
2. 平成 28 年 3 月期の株価については、平成 27 年 7 月 3 日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。